河北町ちえっと移住体験事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町への移住希望者等が、一定期間町内で生活体験をすることにより町への移住を促進し、地域の活性化に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 移住希望者等

町外に住所を有する者で、町への移住を希望し、又は検討する者のうち、町の移 住担当窓口を通じて移住しようとする者及び短期間町内に滞在する者

(2) 移住体験住宅 町での暮らしを手軽に体験できる町内空き家住宅等

(3) 移住体験用レンタカー 町が指定する事業所が貸し出す排気量1,000ccまでの車 (対象者)

第3条 河北町ちぇっと移住体験事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、移 住希望者等で、町内での移住体験を希望する者とする。ただし、観光目的及び既町在 住者との婚姻による転入者は除く。

(期間)

- 第4条 河北町ちぇっと移住体験事業(以下「本事業」という。)は、同一の対象者につき、3回まで利用することができるものとし、本事業の1回の利用における実施期間は、3泊4日から7泊8日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、町内で就農体験を受ける場合及び起業のための準備を行 う場合は最大1か月(入退出日を含む)までの期間とする。
- 3 2回目及び3回目の利用は、前回の利用終了日より30日以上経過した後とする。
- 4 移住体験用レンタカーの利用は、7日間を限度とする。 (費用負担等)
- 第5条 移住体験住宅の賃貸料、電気料、ガス代、上下水道料、灯油代及び最大7日間 の移住体験用レンタカー借り上げ費用については、利用する者の負担を要しないもの とする。
- 2 移住体験住宅に備え付けられているものを除き、移住体験に必要な飲食、日常生活

にかかる消耗品等については、利用する者が用意するものとし、これにかかる一切の 費用については利用する者が負担するものとする。

(申請)

- 第6条 本事業の利用を希望する者は、利用予定日の14日前まで次の書類を町長に提出しなければならない。
 - (1) 申請書 河北町ちえっと移住体験事業利用申請書 (様式第1号)
 - (2) 添付書類 住民票 本人確認書類(写)
- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業の利用を認めない。
 - (1) その使用が移住体験住宅の設置の目的に反するとき。
 - (2) その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) その使用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
 - (4) その使用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、移住体験住宅の管理上支障があるとき。 (利用の決定)
- 第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、 その結果について、河北町ちぇっと移住体験事業利用決定通知書(様式第2号)によ り通知するものとする。
- 2 町長は、前項の場合において、本事業の実施に関し必要と認めるときは、利用の決 定に条件を付すことができる。
- 3 本事業の利用を希望する者が多数の場合は、先着順とする。 (利用の変更)
- 第8条 前条の規定により本事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、 決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ河北町ちぇっと移住体験事 業利用変更許可申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査し、その結果について、河北町ちぇっと移住体験事業利用変更決定通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(尊守事項)

- 第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) この要綱及び河北町移住体験住宅利用についての留意事項を遵守し、管理人の指

示に従うこと。

- (2) 火気の取扱い及び寒冷期の給排水の凍結に注意すること。
- (3) 町長の指示に従うこと。

(制限される事項)

- 第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
 - (2) 興行、展示会、その他これに類する催しの開催
 - (3) 文書、図書、その他の印刷物の貼付または配布
 - (4) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
 - (5) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為
 - (6) 施設の全部又は一部の転貸、又はその使用の権利の譲渡
 - (7) その他本事業の目的に反する行為

(立入り)

第11条 町長は、移住体験住宅の管理上必要があると認めるときは、移住体験住宅に 立ち入ることができるものとする。

(決定の取消し)

- 第12条 町長は、第9条及び第10条の規定に反する行為があったと認めるときは、 本事業の利用の決定を取り消すことができる。
- 2 町長は、前項の規定に基づき利用の決定を取り消したときは、河北町ちぇっと移住 体験事業利用取消通知書(様式第5号)により、利用者に通知するものとする。

(事業の中止)

第13条 町長は、災害、その他のやむを得ない理由により本事業の実施が困難である と認めるときは、本事業を中止することができる。

(滅失等の届出)

第14条 利用者は、住宅及びその従物を滅失し、又は毀損したときは、直ちに町長に 文書をもってその状況を届け出なければならない。

(損害賠償)

- 第15条 前条の場合において、利用者が善良な管理を怠ったと認められるときは原状 に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 2 町は、第12条の規定に基づく決定の取り消しによって利用者が受けた損害について、その責を負わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

河北町ちえっと移住体験事業利用申請書

年 月 日

河北町長 様

申請者 住 所氏 名電話番号

河北町ちえっと移住体験事業の利用について、河北町ちえっと移住体験事業実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

	請			がな 名								(須	• 女	;)	生年	月日	É	F.	月	日
申		者	住	所	〒 自 ²	老電:	— 話番·	号:			()	1							
			連絡	·先		帯電調		号:			()	1							
利用	期	間			年		月		日から	· >		结	丰	,	月	日	まで	(日	間)
到着	等う	予定	到	着-	予定	•		時		分b	頁	/	出	発	予定	₹	Ħ	寺		分片	頁
利用	区	分			新	規	•		2 🖪	可目	以上	([回目])					
使	続	柄	ふり氏			**** 2		:別	生年	三月	日	(年	齢)	職又		業 b 務 先	特	記	事	項
使	本	人		_	_					_	_	_	_								
用										年	月	F] ()							
者										年	月	E] ()							
自										年	月	F	∃ ()							
										年	月	E] ()							
添付	書	類	1	1	住民	票	•	2	本人	確認	忍書類	須()
レン	タメ	ь —	看	7望	有	(年	月	日	時	から	,	年	Ξ.	月	日	時ま	で)・	希	望無	¥

(裏)

- ※ 必ず連絡が取れる電話番号を記入すること。
- ※ 申請者は次に掲げるいずれかの書類の写し(氏名、住所及び生年月日の記載がある 部分)を添付すること。
- ① 旅券(パスポート)
- ② 運転免許証
- ③ 写真付き住民基本台帳カード
- ④ 官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で写真付のもの
- ⑤ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑥ 共済組合員証
- ⑦ 国民年金手帳
- ⑧ 年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した資格証明書で写真付のもの(療育手帳、身体障がい者手帳等)
- ※ レンタカー契約は、町が指定する事業所と利用者が直接契約手続きを行っていただきます。

第 号年 月 日

様

河北町長

印

河北町ちえっと移住体験事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のありました河北町ちぇっと移住体験事業の利用について、次のとおり決定しましたので河北町ちぇっと移住体験事業実施要綱第7条第1項の規定により通知します。

	sb がな 氏 名				(男・女)	生年月日	年月日			
利用決定者	住 所	〒 -	_							
	連絡先									
	ふり 氏		性別	続柄	生年月日	(年齢)	特記事項			
同行者										
の状況										
利用決定区分		決定 · 不決定								
利 用 期 間	2	年 月	日か	·6	年 月	日ま、	で (日間)			
移住体験住宅名										
レンタカー	<i>F</i>	П	н	n+.2. >	F	п п	n+			
利 用 期 間	年	月	日	時から	, 年	月 日	時まで			
決定条件又は										
不決定の理由										

様式第3号(第8条関係)

河北町ちえつと移住体験事業利用変更許可申請書

年 月 日

河北町長 様

申請者 住 所氏 名電話番号

利用決定を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、河北町ちぇっと移住 体験事業実施要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

第 号年 月 日

印

様

河北町長

河北町ちえつと移住体験事業利用変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定しましたので河北町ちぇっと移住体験事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 区 分 決定 · 不決定
- 2 変更内容
- 3 不決定理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

河北町長

印

河北町ちえっと移住体験事業利用取消通知書

年 月 日付第 号で決定しましたこのことについて、河北町ちぇっと移住体験事業実施要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 取消理由